

令和4年第10回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年4月7日（木）午後0時25分～午後3時10分

開催場所 警察本部、西部地区運転免許センター（リモート）

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時50分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員

警察本部 服部警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長
水谷警務部参事官

（事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐）

3 議題事項

4 報告事項

○令和3年における警察安全相談受理状況（生活安全部）

○通学路等における交通安全の確保等（交通部）

（1）令和3年における警察安全相談受理状況（生活安全部）

警察本部

全国と本県の相談受理件数の推移は、平成16年以降はともに減少傾向であったが、平成22年から9年連続で増加し、令和元年、2年は減少した。令和3年は3年ぶりに増加に転じ、同年中は、全国で228万2,825件、本県では1万8千64件の相談を受理している。

本県警察の所属別の受理件数は、本部での受理は1,597件で前年と同数、警察署別では米子警察署が最も多く、浜村警察署を除く8署で前年より増加した。

部門別の受理件数は、生活安全関係が1万2千329件と最も多く、全体の68.3%を占めている。内容別の受理状況は、「犯罪等による被害防止」、「迷惑行為」、「家庭・職場・近隣関係」、「サイバー関係」及び「刑事事件」の5類型で、全体の6割以上を占めている。そのうち、「刑事事件」に関する相談が18%、次いで、「家庭・職場・近隣関係」、「犯罪等による被害防止」がそれぞれ12%を占めている。

なお、昨年の相談件数の増加については、サイバー関係の相談件数が403件増加したことや、「犯罪等による被害防止」、「応急救護・保護」、「児童虐待」等の相談も増加したことが要因となっている。

相談業務については、引き続き基本を徹底し、相談者の立場に立った適切な対応を行っていく。

委員

これまでは家庭や地域で解決できたことも、今は警察が頼りにされていると思う。

相談件数は増加していると思うが、丁寧に対応してもらいたい。

委員

昔と比べ社会の包容力がなくなっているのので、警察への相談も増えていると思う。

サイバー関係の相談が大幅に増加しているということなので、サイバー犯罪対策が急務である。多くの相談の中から重大犯罪に発展する事案を見抜く力を高めていただきたい。

(2) 通学路等における交通安全の確保等（交通部）

警察本部

昨年6月28日、千葉県八街市において、飲酒運転のトラックにより、下校途中の小学生5人が死傷するという痛ましい事故が発生し、関係閣僚会議において、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転根絶に係る緊急対策」が取りまとめられた。県警察としては、通学路の安全対策や飲酒運転根絶対策を進めているところ、県内の現状や主な取組について報告する。

小学生の登下校中の交通事故状況について、平成24年から10年間の負傷者数は、例年4人前後である。学年別では、1、2年生の低学年児童が半数以上を占めており、事故形態別では、42人中31人（73.8%）が道路横断中に負傷している。

飲酒交通事故の発生状況は、昨年は人身事故が10件、物損事故が34件の合計44件で、過去4年と比べて減少している。一方、飲酒運転の検挙状況は、昨年は94件で過去4年間より減少し、全体では飲酒交通事故件数より検挙件数が上回っているものの、毎年2件の飲酒運転による死亡事故が発生しており、いまだ根絶に

は至っていない。

県警察では、新入学児童等に対する交通安全教室、安全運転管理者対象の法定講習、可搬式速度違反自動取締装置による交通指導取締り、ゾーン30等道路交通環境整備の推進、飲酒運転取締りの交通検問及び広報啓発活動等、引き続き通学路等における交通安全対策と飲酒運転根絶対策に取り組んでいく。

委員

子ども達は思いもよらない動きをすることがある。将来を担う子ども達を地域と警察の力で守っていただきたい。

委員

幅の狭い生活道路でスピードを出している車も見かけるので、ゾーン30を増やす等、引き続き交通安全対策の推進をお願いしたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 報告事項

- ・暴力団幹部に対する中止命令の発出
- ・犯罪被害者等早期援助団体からの令和4年度事業計画書等の提出

4 公安委員会委員間の事前検討・協議等

5 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。

